

(福岡県最低賃金の改正)

# 一 福岡県最低賃金改正のお知らせ 一

福岡県最低賃金が次のとおり改正されます。

1時間 **765**円

効力発生日 **平成28年10月1日**

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。

問合せ先 福岡労働局労働基準部 賃金室

☎ 092-411-4578 FAX 092-411-2633

ホームページアドレス <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

(最低賃金の引上げに向けた中小企業支援事業)

中小企業に対する支援事業を行っています。

① 業務改善助成金事業 (拡充)

・事業場の最も低い時間給を上げる中小企業に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等の業務改善に要した経費の一部を助成するもので、以下のとおり拡充されました。

- ・事業場内の最低賃金が750円未満の事業場  
30円以上引上の場合 7/10(労働者30人以下の事業場は3/4)、  
生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)  
上限50万円を助成します。
- ・事業場内の最低賃金が800円未満の事業場  
40円以上の引上の場合 7/10(労働者30人以下の事業場は3/4)、  
生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)  
上限70万円を助成します。
- ・事業場内の最低賃金が1000円未満の事業場  
60円以上の引上の場合 1/2(労働者30人以下の事業場は3/4)  
上限100万円を助成します。

なお、10月1日から最低賃金が引き上げられることから、9月中の申請が望まれます。

② 専門家派遣・相談等支援事業

・経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等について、ワン・ストップで対応します。

問合せ先 福岡労働局 雇用環境均等部 企画課

☎ 092-411-4763 FAX 092-473-0736

ホームページアドレス <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>